

持株会社で子会社株式として 取得等した場合

税理士法人UAP 税理士・公認会計士 後 宏 治

はじめに

非上場株式を売買するときの取引価格は、取引当事者間で話し合いをして決めれば民事上問題ないが、一定の場合には、税務の介入を考慮する必要がある。そのため、非上場株式を売買するときには、税務上の時価を算定しその価額を基に意思決定を行うことが通常である。この税務上の価額には、原則的評価額と特例的評価額がありその差は非常に大きなもの（数倍～数百倍）となっていることが

多くどちらの価額を採用するかによって資金負担が大きく異なる。また、税務上、売主側価額と買主側価額とが異なることがあり、一つの取引において、どちらの価額で売買するかを決める必要があるが、その判断には相当な困難が伴う。

本稿は、法人が非上場株式を買い取る場合の非上場株式の時価の算定について、実務上の取扱いを整理していく。

1 非上場株式の時価の算定

非上場株式の時価算定を行うときに、従うべき法令通達は、法人税、所得税、相続税の各税目で様々に規定されているが、どのケースにどの法令通達を適用すべきかについては、明確には整理されていない。

そこで、以下、買主が法人である場合の時価算定にどのような法令通達を適用すべきかを検討するが、その前に、当事者が自由に決めるべき非上場株式の取引価額について、そもそも税務の介入がなされるのか、および介入がなされた場合の課税リスクは何か、を最初に明確にする。

① 取引価額への税務の介入

経済取引において成立する取引価額は、本

来、当事者が自由に決定すべきものであって、税務が介入すべきものではない。

しかし、当事者間で成立した取引価額を無条件に認めると、低額譲渡が典型のように、取引の相手方等に課税を受けることなく時価と実際の取引価額との差額たる経済的利益を与えることが可能となる。

そこで、所得税法、法人税法および相続税法において、時価と異なる取引価額で取引がなされた場合の課税関係が定められており、税務が取引価額に介入することになっている。

税務の介入がなされないためには、現実の取引価額が純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して定められたものであることが必要で、そうした価額であれば、一般に合

理的なものとして税務上は認められる(1)(2)。

なお、ここでいう「純然」の概念は非常に狭く解されており、たとえば、取引先、銀行および従業員（従業員持株会を含む。）は純然たる第三者に当たらないことに留意が必要である。

② 税務の介入がある場合の課税リスク

法人が買主となる場合で時価と異なる取引（すなわち、低額譲渡や高額譲渡）が行われたときの課税リスクは次のとおりである。

(1) 個人 → 法人の低額譲渡

個人が法人に時価より低い価額で非上場株式を譲渡したときには、その個人にみなし譲渡課税のリスクがある。

すなわち、個人がその所有する資産を時価に比して低額な対価で譲渡した場合には、実際の譲渡対価の額とその譲渡の時の時価との差額については原則として所得税の課税関係は発生しない（所法36①）が、著しく低い対価（譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額）により法人に譲渡した場合には、その譲渡をした時に、その時における価額に相当する金額（＝時価）により資産の譲渡があったものとみなされる（所法59、所令169）。

なお、資産を法人に対し時価の2分の1以上の対価で譲渡した場合には、時価により譲渡があったものとはみなされないが、これを容認するとすれば、その株主や同族関係者等の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められることにより、その譲渡が所法157「同族会社等の行為又は計算の否認」の規定に該当する場合には、同上の規定により、税務署長の認めるところによって、その資産の時価に相当する金額により譲渡所得の計算をすることができる（所基通59-3）ことになっている点にも留意が必要である。

このように、売主である個人株主にみなし譲渡課税がなされるか否かは、所得税法上の

時価の2分の1未満の金額による対価か否かによって判断されるが、その時価は具体的には後述する所基通59-6によって算定される。

次に、低額譲渡を受けた法人には受贈益課税のリスクがある。すなわち、法人が他の者から資産を低額で取得した場合には、法人の純資産がそれだけ増加するのであるから、原則として、その資産の譲渡対価と時価との差額（受贈益）は益金の額に算入される（法法22②）。したがって、資産の時価と対価の差額が受贈益として課税される。

さらに、譲受会社の株主にはみなし贈与課税のリスクがある。すなわち、譲渡対価が相続税評価額に満たない場合で、譲受会社の譲渡者以外の株主等の有する株式等の価額が増加したときには、譲渡者から増加した部分に相当する金額を贈与により取得したものと取り扱われる（相法9、相基通9-2）。

(2) 個人 → 法人へ的高額譲渡

高額譲渡をなした個人株主には、一時所得等課税のリスクがある。すなわち、個人がその有する資産を時価に比して高額な対価で譲渡した場合は、実際の譲渡対価の額とその譲渡の時の時価との差額がその譲渡の相手方である法人から実質的に贈与を受けたと認められるときには、原則として、時価に相当する部分の金額を収入金額とし、譲渡所得を計算することになる。そして、譲渡の相手方が法人である場合において、実際の譲渡対価の額のうち時価に相当する部分の金額を超える部分の金額は、その譲渡をした個人の一時所得（所基通34-1）または給与所得等（従業員や役員である場合）の収入金額にされる。

高額譲渡を受けた法人には、認定賞与や寄附金課税のリスクがある。すなわち、法人が金銭以外の資産をその資産の価額より高い対価の額により譲り受けた場合、その資産の取得価額に算入すべき金額はその資産の価額相当額である（法基通7-3-1）とされるため、その法人にはその資産の価額と時価との

差額相当額の損金の額（法法22③三）が生ずるが、その差額相当額は相手方が従業員等の場合には認定賞与（法基通9-2-10）となり、その他の場合には寄附金（法法37⑦）となる。

(3) 法人 → 法人の低額譲渡

低額譲渡を行った法人株主には、寄附金課税のリスクがある。すなわち、法人が金銭以外の資産をその資産の価額より低い対価の額により譲渡した場合、その法人にはその資産の価額相当額の益金の額（法法22②）およびその資産の原価の額相当額の損金の額（法法22③二）が生ずるとともに、その資産の時価と譲渡対価の額との差額相当額の損金の額が生じる（法法22③三）。そして、その差額相当額が寄附金（法法37⑦）課税の適用を受けることになる。

低額譲渡を受けた法人には受贈益課税のリスクがあり、譲受法人の株主にはみなし贈与課税のリスクがあることは、上記①で説明したとおりである。

(4) 法人 → 法人への高額譲渡

高額譲渡をした法人株主には特に課税リスクは生じない。すなわち、譲渡する法人株主が資産の時価より高い対価の額で譲渡した場合、その差額相当額の収益（受贈益）が生ずる（法法22②）が、通常の場合、譲渡対価として全額を益金の額に算入しているため、改めて差額相当額を加算する必要はない。ただし、資産の売却益から受贈益へと科目の振替が必要になる。

高額譲渡を受けた法人には認定賞与や寄附金課税のリスクがあるが、それは上記②で述べたとおりである。

③ 法人税法の時価の算定

以上のように、時価と異なる対価で非上場株式の取引がなされた場合、法人税、所得税、相続税の各税目で課税リスクが生ずることになる。そこで、課税リスクを回避するために、

非上場株式の時価を具体的にどのように算定するかについて、法人税法の時価から簡単に整理していく。

非上場株式の時価の算定について、法人税法の法令では定めがないが、法人税基本通達で明らかにされているため、実務上、これらによることになる。

すなわち、原則的な取扱いとして、上場有価証券等以外の株式につき、①売買実例のあるものは直前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額を時価とし、②売買実例のないものはいわゆる類似会社比準方式による評価額を時価とし、③類似会社もないものは、株式の発行人の1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額をもって時価とすることになっている（法基通9-1-13）。

しかし、上記の基準による時価の算定には、実務上の限界があることから、課税上弊害のない限り、次の条件の下に相続税法の財産評価基本通達（以下、「評基通」という。）の評価方法を準用することを認めている（法基通9-1-14）。

① 中心的な同族株主⁽³⁾に該当する場合は、小会社に該当する⁽⁴⁾ものとして計算すること

② 純資産価額の算定に当たって、土地と上場株式は時価に洗い替えること。

③ 純資産価額の計算上、評価差額について法人税相当額は控除しないこと。

なお、法基通9-1-14は、上場有価証券等以外の株式について評価損益を計上する場合の時価の算定という形で定められているが、非上場株式の売買を行う場合の適正取引価額の判定に当たって準用されると解されている⁽⁵⁾ため、実務上、非上場株式の取引当事者が法人の場合には、本通達が準用されて時価を算定することになっている。

④ 所得税法の時価の算定

非上場株式の時価の算定について、所得税の法令では定めがないが、所得税基本通達で明らかにされているため、実務上、これらによることになる点、および、その内容についても、法人税法とほぼ同様である。

まず、原則的な取扱いとして、法基通9-1-13とほぼ同内容の通達である所基通23-35共-9(4)が定められている。法基通9-1-13と異なるのは、売買実例として採用できる時価について法基通は「直前6月間」としているが、所基通は「最近において」としている点である。その他の点は、法基通と同様で、売買実例のないものはいわゆる類似会社比準方式による評価額によること、実例も類似会社もない非上場株式は純資産価額等を参照して通常取引されると認められる価額によ

ることとされている。

しかし、所得税においても、上記の基準による時価の算定には、実務上の限界があることから、法基通9-1-14とほぼ同内容の所基通59-6を定め、条件付で相続税法の評基通の評価方法を準用することを認めている。

その条件のひとつに、『財産評価基本通達188の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは株主区分の判定は、譲渡（贈与）前の保有株数により判定すること』があるが、それ以外の条件は法基通9-1-14の前記①～③と同じである。

⑤ 相続税法の時価の算定

相続税法における非上場株式の時価は、評基通によって算定することになっている。

2 売主・買主の組み合わせ別時価の算定パターン

以上から、時価と異なる対価で非上場株式の譲渡を行った場合には、様々な課税リスクが生じ、そのリスクを回避するためには、各税目で明らかにされている通達に従って時価の算定をしなければならないことが明確になった。

ここで注目したいのは、税務で考えられる時価は、その譲渡者や譲受者の属性によって異なるのが当然であると考えられている点である。すなわち、非上場会社株式の適正な価額は、誰が売り、誰が買うかによって異なる「一物多価的」であることが当然であると考えられているのである。

時価が「一物多価的」だとすると、譲渡者や譲受者の属性に応じた各取引当事者の時価を算定しなければならないが、その属性には、既述の個人・法人の他、評基通という特例的評価方式である配当還元方式で評価することができる者という属性を加えて判定する必要がある。

なぜならば、各税法上の時価は、基本的には、条件付きながら評基通の定めに従ってその価額を算定することになっているところ、評基通では、図表1で示されているように、原則的評価方式（類似業種比準方式、併用方式、純資産価額方式、「S1+S2方式」）が適用される株主属性と特例的評価方式（配当還元方式）が適用される株主属性が区別されているからである。

図表1において一定の株主が取得した株式に特例的評価方式（配当還元方式）の適用を評基通が認める理由は、事業経営への影響の少ない同族株主の一部および従業員株主などのような少数株主が取得した株式については、これらの株主は単に配当を期待するにとどまるという実質の他、評価手続きの簡便性をも考慮するためと説明されている(6)。

したがって、時価の算定をするときでも、単に配当を期待するにとどまる実質を有する株主属性であれば、評基通の準用上、特例的

〔図表1〕 株主の態様による評価方式

株主の態様による区分				評価方式	
会社区分	株主区分				
同族株主の いる会社	同族会社 (50%超) 30%以上	取得後の議決権割合5%以上		原則的評価方式 (純資産価額方式による評価額 については、20%の評価減の 特例が適用される場合がある。)	
		取議5% 得決未 後権割 の満合	中心的な同族株主がない場合		
			中主 心 的 な 株 主 が (25% 以上)		中心的な同族株主
同族株主以外の株主		その他の株主		特例的評価方式	
同族株主の いない会社	議が1 決15% 権割に 属す 合上 の合株 計主	取得後の議決権割合5%以上		原則的評価方式 (純資産価額方式による評価額 については、20%の評価減の 特例が適用される。)	
		取議5% 得決未 後権割 の満合	中心的な株主がない場合		
			中主 心 的 な 株 主 が (10% 以上)		役員である株主又は役員となる株主
議決権割合の合計が15%未満 のグループに属する株主				特例的評価方式	

注1 原則的評価方式：類似業種比準方式、併用方式、純資産価額方式、「S1+S2方式」

特例的評価方式：配当還元方式

注2 判定に当たっては、評価基本通達188-3、188-4、188-5及び188-6の定めが適用があることに留意する。

出典：庄司範秋編『財産評価基本通達逐条解説』（大蔵財務協会、2006）650頁

評価方式（配当還元方式）を適用することができる。

そこで、個人、法人の属性とは別に、特例的評価方式（配当還元方式）が適用可能な「少数株主等」と適用不能な「支配株主等」に属性を分け、これらの属性を有する個人や法人が売主や買主（ただし、本稿では買主は法人に限定する。）に該当する場合の時価の算定方法について、以下説明することとする。

① 個人 → 法人のパターン

売主が個人で買主が法人である場合のパターンには、売主個人が支配株主等に該当する場合と少数株主等に該当する場合および買主法人が支配株主等に該当する場合と少数株主等に該当する場合の合計4パターンがある（図表2参照）。

以下においては、売買実例がなく類似会社も存在しないためその時価を条件付き評基通準用方式で評価する中小企業を想定し、その原則的評価を1,000、特例的評価（配当還元）を100と仮定した上で、各パターンにおいて各当事者に適用される時価の算定方法を明らかにしていく。

(1) 個人支配株主等 → 法人支配株主等（パターンA）

このパターンの具体例は、同族会社のオーナーが同族グループの持株会社に個人保有の非上場株式を譲渡する場合等である。

この形態では、個人が法人に株式を譲渡することから、みなし譲渡課税リスク（所法59）を意識して時価を算定しなければならない。したがって、売主たる個人には、所基通59-6がダイレクトに適用されることとなり、い

〔図表2〕

買主 売主		法人	
		支配株主等	少数株主等
個人	支配株主等	(パターンA) 【個人売主】 所基通59-6 原則評価=1,000 【法人買主】 法基通9-1-14 原則評価=1,000	(パターンB) 【個人売主】 所基通59-6 原則評価=1,000 【法人買主】 法基通9-1-14 特例評価=100
		(パターンC) 【個人売主】 所基通59-6 特例評価=100 【法人買主】 法基通9-1-14 原則評価=1,000	(パターンD) 【個人売主】 所基通59-6 特例評価=100 【法人買主】 法基通9-1-14 特例評価=100
	少数株主等		

いわゆる条件付評基通準用方式により時価を算定することが一般的である。

所基通59-6を適用する場合の留意点は、前述したように、同族株式該当性の判断を「譲渡直前」で行って、原則的評価方式によるか特例的評価方式によるかを決めなければならないということである。

買受法人は、主として受贈益課税（法法22②）のリスクを考慮して時価を算定しなければならない。この場合、売買においても準用される法基通9-1-14によって、買主法人の時価を算定するのが一般である。

ところで、法基通9-1-14には、所基通59-6にあるような同族株式該当性の判断時点についての記載がない。そのため、株式の譲渡前の議決権数で同族等の判定を行うべきか、譲渡後のそれで行うべきか、実務上、判断に迷うことがある。

この点、通達には明確に書かれていないが、譲渡後の関係で判定すれば良いと解されている。その理由は、この通達は小会社として判定するなどの3条件を満たせば評基通を準用することができるとしているところ、評基通は、一般に遺産が移動した後の関係で同族等の関係について判断するとされているため、準用を認めている本件通達においても当然に譲渡後の関係を予定していると解されるからである。

そうすると、売主は所基通59-6により譲渡前に、買主は法基通9-1-14により譲渡後に同族等の関係を判断することが必要となり、時価の算定上ダブルスタンダードになってしまうが、このパターンAでは、支配株主等から支配株主等への譲渡であり、どちらも原則的評価である1,000とされるため、実務上問題になることはない。

なお、この場合に、個人が法人に対し時価の2分の1以上の対価で譲渡したときであっても、行為計算の否認規定により、みなし譲渡課税がなされる場合がある（所基通59-3）ので留意が必要である。

(2) 個人支配株主等 → 法人少数株主等（パターンB）

このパターンの具体例は、同族会社のオーナーが銀行などの取引先に個人保有の非上場株式を譲渡する場合等である。

この形態においても算定すべき時価は、個人売主については所基通59-6の時価であり、法人株主については法基通9-1-14の時価であることは(1)と同様である。

パターンBにおいては、売主は支配株主等であるため、原則的評価方式による1,000の時価が算定されるが、買主は少数株主等であるため、特例的評価方式（配当還元方式）による時価100が算定される。このため、税務上適正とされる価額が売主と買主との間で異

なることになり、実務上解決が困難な問題となっている（後述）。

(3) 個人少数株主等 → 法人支配株主等（パターンA）

このパターンの具体例は、同族会社の従業員がオーナー社長の支配する持株会社に個人保有の非上場株式を譲渡する場合等である。

この形態において税務上適正とされる価額は、個人売主については所基通59-6による価額であり、法人株主については法基通9-1-14による価額であることは(1)(2)と同様である。

パターンCにおいて、売主は少数株主等なので特例的評価方式（配当還元方式）による価額100が算定され、買主は支配株主等に該当するため原則的評価方式による価額1,000が算出される。そうすると、(2)と同じく売主の適正時価と買主の適正時価が乖離することとなり、やはり、実務上の問題となっている。

(4) 個人少数株主等 → 法人少数株主等（パターンA）

このパターンの具体例は、同族会社の従業員が銀行などの取引先法人に保有株式を譲渡する場合等である。実務的にはあまり実例がないパターンである。

売主である少数株主等個人の価額は、所基通59-6の規定に基づいて算出した価額、すなわち、特例的評価方式（配当還元方式）で

算定される100である。また、買主である少数株主等法人の価額は、法基通9-1-14の規定に基づいて算出した価額、すなわち、譲渡後においても少数株主等であるため、特例的評価方式（配当還元方式）で算定される100である。

このパターンでは、売主と買主の時価が100で一致するため、実務上問題となることはない。

② 法人 → 法人のパターン

売主が法人で買主が法人である場合のパターンには、売主法人が支配株主等に該当する場合と少数株主等に該当する場合および買主法人が支配株主等に該当する場合と少数株主等に該当する場合の合計4パターンがある（図表3参照）。

以下において、「① 個人 → 法人のパターン」と同じ仮定をおき、各パターンにおいて各々の当事者に適用される時価の算定方を明らかにしていく。

(1) 法人支配株主等 → 法人支配株主等（パターンE）

このパターンの具体例は、同族グループ内の法人が有する株式をそのグループの持株会社に譲渡する場合等である。

売主である法人に注目すると、その課税リスクは低額譲渡とされた場合の寄附金課税で

〔図表3〕

買主 売主		法人	
		支配株主等	少数株主等
個人	支配株主等	(パターンE) 【法人売主】 法法22②の時価=1,000 【法人買主】 法基通9-1-14 原則評価=1,000	(パターンF) 【法人売主】 法法22②の時価=1,000 【法人買主】 法基通9-1-14 特例評価=100
	少数株主等	(パターンG) 【法人売主】 法法22②の時価=100 【法人買主】 法基通9-1-14 原則評価=1,000	(パターンH) 【法人売主】 法法22②の時価=100 【法人買主】 法基通9-1-14 特例評価=100

ある。したがって、このリスクを生じさせない時価を算定する必要があるが、その時価の算定根拠には二つの異なる考え方がある。

一つは、法人における非上場株式の標準的な算定方式を定める法基通9-1-14により売主法人の時価を算定しなければならないとする考え方である。この考え方は、非上場株式の売買を行う場合の適正取引価額の判定に当たってこの通達が準用されると解する課税庁の見解が、売主買主の区別をしていない点から支持される。

もう一つは、法人の取引が時価取引であることを包括的に規定する法22②がダイレクトに時価算定の根拠となる考え方である。この考え方を支持する根拠は、法基通9-1-14は本来保有株式の評価損を計上する場合の時価の算定を定めるものであって買主法人の株式移動後の時価を問題にする場合、すなわち、買主法人の取得株式の取得原価を算定する局面においてより適合的であること、寄附金課税の有無を判断する場合に低額譲渡における収益認定を根拠づける法22②の方がより柔軟で具体的妥当性のある結論を導く解釈をとることができ通説的な低額譲渡の課税処理に乘せやすいことにあると思われる。

この点、パターンFのケース（売主が支配株主等の法人で原則的評価額が1,000、買主が少数株主等法人で特例的評価額が100）で具体的に考察すると、次のとおりである。

すなわち、買主は取得後も少数株主であって配当以外の経済的利益を享受しうる立場でないため、現実に成立する売買価額は100以外ではあり得ない。しかし、売主の時価が1,000と算定されるため、もしも100で売却したら、理論的には、売主法人が低額譲渡を行ったこととなり、900の収益の認定と同額の寄附費用が認定され、寄附金の損金算入限度超過額は、損金不算となる。

実務においてパターンFの取引時に通常成立する取引価額は、一般に、買主が認めた配

当還元価格となるが、この場合、常に売主に寄附金課税をなすべきかというところではない。なぜならば、株式の売却に租税回避の目的がなく、相当な理由があるならば、実態として経済的利益の贈与がないと判断されるからである。

現行の寄附金課税の実務における取扱いは、原則として経済的利益の無償供与（＝贈与）があれば寄附金に該当するが、その経済的な利益の供与に相当な理由や合理性があるものは寄附金から外すこととなっている（東京高裁平成4年9月24日判決、大阪高裁昭和53年3月30日判決、法基通9-4-1など）。このとき、寄附金認定から外れれば、経済的利益の供与者において、その時価と実際の対価との差額の収益が認定されると同時に同額の寄附費用の認定が行われて結果的に課税が生じないこととなっている。つまり、低額譲渡に即していうと、相当な理由があるとして寄附金認定がなされなければ、売主には何らの課税関係も生じないこととなるが、これはすなわち、結果として現実の取引価額がそのまま認められることを意味する。そして経済的利益の収益認定と同額の寄附費用の認定は法22②の解釈によって行われている。

この課税実務をふまえると、法人売主の時価の算定根拠を法22②にもとめることが合理的である。なぜならば、パターンFのように、実態として贈与がないと判断される場合には、売主に寄附金課税をするべきでないが、法22②を用いると、売主に寄附金課税をしない解釈が可能となるからである。すなわち、相当な理由がある場合には寄附金課税を行わず、その場合には収益と費用が両建てで認定されて売主に課税関係が生じないという既存の課税実務の取扱いに乘せることが可能となり、その結果、買主の時価を売主の時価として認めることができるからである。

売主の時価の算定根拠を法基通9-1-14にもとめると、評価額の妥当性の議論しかで

きず、異なる評価額を認めるか認めないかの問題になってしまうが、そうなると、一物一価という社会通念に縛られて柔軟な解釈を採ることが困難である。

以上から、本稿では、売主法人の時価算定の根拠は法法22②であると解し、以下の説明を続けることとする。ただし、法法22②を根拠規定と解しても、第一次的な時価の判断においては、その具体的な算定方式として法基通9-1-14を準用するため、時価について当面の差違は生じない。両説の差違が生ずるのは、売主の時価と買主の時価が乖離したときの調整の仕方とその理由付けにあるが、その内容についてはパターンFの事例で上述した。

次に、買主法人の時価の算定根拠は、法基通9-1-14とすることが一般的でかつ合理的である。

以上から、パターンEにおいて、売主・買主は支配株主等であるため、売主の時価は法法22②により、買主の時価は法基通9-1-14により、いずれも原則的評価方式による1,000となる。この場合は、売主買主の時価が一致することになり、実務上問題は生じない。

(2) 法人支配株主等 → 法人少数株主等 (パターンF)

このパターン^の具体例は、同族会社のオーナーが支配する持株会社から銀行などの取引先法人にその保有株式を少数譲渡する場合等である。

売主法人は法法22②、買主法人は法基通9-1-14で時価を算定するのはパターンEで述べた理由でこの形態でも同じである。

そうすると、パターンFにおいては、売主

は支配株主等なので原則的評価方式による1,000、買主は少数株主等なので特例的評価方式(配当還元方式)による100が時価として算定される。このパターンでも、売主と買主の税務上適正とされる価額が異なることになるが、(1)で述べたように、このパターンでは買主の時価100で取引を行っても特段問題ないものと考ええる。

(3) 法人少数株主等 → 法人支配株主等 (パターンG)

このパターン^の具体例は、銀行などの取引先法人が、同族会社のオーナーが支配する持株会社に保有株式を譲渡する場合等である。

この形態でも(1)(2)と同様、売主法人は法法22②、買主法人は法基通9-1-14で時価を算定する。

そうすると、売主は少数株主等なので特例的評価方式(配当還元方式)の100、買主は支配株主等の原則的評価方式価額1,000が時価となる。ここでも、売主の適正時価と買主の適正時価が乖離してしまうことになる点に注目したい(後述)。

(4) 法人少数株主等 → 法人少数株主等 (パターンH)

このパターン^の具体例は、銀行などの取引先法人が、第三者である他の取引先法人に保有株式を譲渡する場合等である。実務的にはあまりないパターンである。

このパターンでも、売主法人は法法22②、買主法人は法基通9-1-14で時価を算定する。

売主買主共に少数株主等となり、いずれも特例的評価方式(配当還元方式)の100が適正な時価と算定され、両者は一致しているので、実務上特段の問題は生じない。

3 具体例と実務対応

上記で述べたように、売主買主の株主としての属性により、各当事者における税務上適正とされる時価が理論的には認識できる。にもかかわらず、非上場株式の売買においてその取引価額の決定は過去も現在も実務家の頭を悩ませている。

その理由は、パターンB～C、およびF～Gでみたように、売主と買主の適正時価が乖離する事態が生ずることが常態であり、かつ、乖離した時価のどちらを実際の取引価額として採用すればよいのか明確な基準がないからである。

すなわち、売主の時価と買主の時価を切り離して考察する時価決定の個々の理論はそれぞれ合理的であるが、非上場会社株式の売買では属性の異なる二者がその当事者になる場合があり、どちらの属性を優先して時価を決するのかが明確でなく、そのため、一つの取引につき二つの税務上の時価が観念されることが常にあり得ることとなるところ、現実の取引価額は一つに定める必要がある点が解決困難なのである。

では、この困難にどのように取り組めばいいか、実務上明確な答えはいまだ明らかにされていないため、私見とはなるが、以下具体的な事例を設定し、時価の算定ポイントを説明する。

① 問題となるパターン

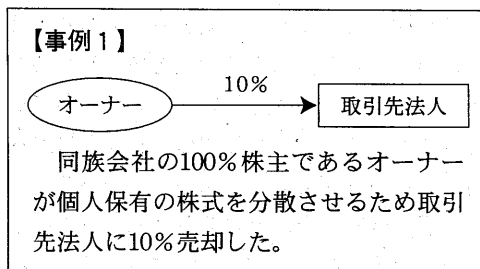
図表2と図表3で確認すると、時価が乖離するパターンはB～CおよびF～Gである。少し観察するとわかるが、問題となるパターンは支配レベルが異なる株主間で株式が譲渡された場合であり、同じ支配レベルで売買された場合には時価は一致するため実務上の問題にはならない。

すなわち、問題が生ずるのは、「支配株主

等 → 少数株主等」と「少数株主等 → 支配株主等」の二類型である。そこで以下の事例を設定し、時価が乖離することから生ずる課税リスクとそれへの対応を考察する。

② 支配株主等 → 少数株主等への株式の譲渡

まず、事例1は、100%の株式(=100株)を保有する個人オーナーが取引先との連携強化等のため、保有株式の10%(=10株)を取引先法人に売却するケースである。ここでも、原則的評価方式による1株当たりの時価を1,000、特例的評価方式(配当還元方式)の1株当たりの時価を100とする。



このケースは、図表2のパターンBに該当する。

売主は個人で譲渡前に支配株主等であるため、所基通59-6による原則的評価方式の時価1,000円×10株=10,000円が税務上適正な取引価額となる。

買主は法人で譲渡後に少数株主等であるため、法基通9-1-14による特例的評価方式(配当還元方式)の時価100円×10株=1,000円が適正価額となる。

もしも個人の適正時価10,000円により売買を行ったとすれば、個人株主には譲渡益に係る通常の譲渡所得課税が生じ、取引先法人には高額譲渡を受けたとして株式の取得価額が1,000円となり、かつ差額の9,000円が原則として寄附金とされる。

また、法人の適正時価1,000円で売買を行ったとすれば、個人株主は時価の2分の1未満の金額で法人に対し資産を譲渡したとしてみなし譲渡課税が発生し、個人株主の適正時価である10,000円で株式を譲渡したとされ、その場合の譲渡所得について課税がなされる。

この時価の乖離にどのように対応すべきか、実務的にはいくつかの考え方がある。

一つは個人の高い時価で取引する方が安全だという考えである。取引先法人がそのまま素直に仕訳をすれば、有価証券の取得価額が10,000円となるだけで法人がその非上場株式を売却するまで損金は計上されない。そうすると寄附金課税のリスクは大きいものではなく、個人の高い時価を優先して適用すべきだというものである。

もう一つの考えは、現実には1株1,000円で少数株主となる外部の第三者に売れるわけがないから、買主法人の時価を優先せざるを得ないし、それで問題ないとする考え方である。なぜなら、非上場株式の少数株主等が期待できるのは配当による利益だけであるから配当還元価格以上の価額で買う法人は存在しないと考えられるし、理論的には、個人は法人と異なり時価での取引が厳格には要求されていないからである。なお、この形態における時価として配当還元でよいとした判決に大分地裁平成13年9月25日判決がある。

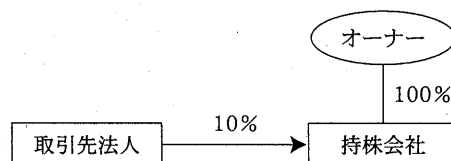
個人的な見解として、株式分散等に租税回避の意図がなく、その目的が経済合理性を有するなど正当な理由があれば、買主の経済価値である配当還元価格を時価として問題がないと考える。

③ 少数株主等 → 支配株主等への株式の譲渡

次に事例2では、事例1の数年後に取引先法人が資金繰りに必要だとして10%の株式全部を売却主の個人オーナーに買い取ってもらおうとしたところ、個人オーナーグループは

持株会社制度に移行しており、また、個人資金が潤沢でないことからオーナーが100%支配する持株会社買い受けることとしたものである。なお、1株当たりの時価は事例1と同じとする。

【事例2】



取引先法人が以前取得した10%の株式を個人オーナーが買い戻すのではなく、100%支配の持株会社に売却することになった。

この事例2は、「行きはよいよい帰りは怖い」といわれている問題の典型的な場合であるが、図表3のパターンGに該当する。

売主は法人で少数株主等であるため、法基22②（法基通9-1-14準用）による特例的評価方式（配当還元方式）の時価100円×10株＝1,000円が適正価額となる。

買主は法人で支配株主等であるため、法基通9-1-14による原則的評価方式の時価1,000円×10株＝10,000円が税務上適正な取引価額となる。

もしも売主の適正時価である1株100円＝総額1,000円で取引を行えば、売主には通常の譲渡益の益金算入が生じ、買主の持株会社には買主の適正時価との差額9,000円の受贈益課税がなされる。

買主の適正時価である1株1,000円＝総額10,000円で取引を行えば、売主には通常の譲渡益の益金算入が生ずるのみである。

この事例でも、売主の適正価額と買主の適正価額が乖離するが、実務の通説では、買主の原則的評価方式による価額1,000円×10株＝10,000円を適正価額としている。その理由は、支配株主等の原則的評価方式の価額で取

引を行えば、課税リスクを一切排除することができ、かつ、売主にも有利となるからである。逆に言うと、買主は100で売ったものを1,000で買い戻さなければならないため、買主だけが損をすることになるが、それは支配株主等が株式を集中させるための代償として

甘受すべき不利益だと考えられている。

この考えに対し、100で売ったものが100で帰ってくるだけのような場合で、90%の保有割合が100%復帰するなど支配権に影響を及ぼさないときには、受贈益課税を行うべきでないという考え方もあることに留意したい。

ま と め

非上場株式の時価の算定は技術的に非常に困難であり、さらに、株主の属性によって税務上適正とされる時価が乖離することがよくある。

適正時価が乖離した場合には、形式的な時価算定にとらわれずに、その時価が否認されたときの課税リスク、否認金額の大小、取引当事者の真の意図等を総合的に判断して、当事者が満足する時価を算定することも可能であると考えられる。ただし、その場合には、取引価額がなぜ法令通達に従って算出される理論的な適正額と異なるのかについて、税務当局に納得してもらえようとする合理的な陳明を行うことが必要であろう。

非上場株式の売買という一つの取引についてその取引価額が二つあるというのは常識的におかしい。また、現実の売買では、当事者の力関係などにより、その対価が決まるのが

一般である。したがって、租税回避の意図がない場合であって、原則的な評価方法による時価と特例的な評価方法による時価の間で実際の取引価額が決定されているときは、特段課税上問題にならないと考えられ、また、課税庁によりそのように取り扱われているという意見もある(8)。このような意見を参考にし、当事者が納得する価格で課税上問題のない価格を算出するよう心がけることが大切であると考えられる。

(注)

- (1) 窪田悟嗣編著『法人税基本通達逐条解説』(税務研究会出版局、2008) 709頁
- (2) 後藤昇他共編『所得税基本通達逐条解説』(大蔵財務協会、2009) 647頁
- (3) 「中心的な同族株主」とは、議決権割合が25%以上となる特殊関係グループに属する同族株主をいう
- (4) 小会社に該当すれば、純資産価額方式、あるいはLの割合を0.5とする純資産価額方式と類似業種比準方式の併用方式のいずれかの方式により評価することになる。
- (5) 前掲注(1)・窪田他・709頁
- (6) 庄司範秋編『財産評価基本通達逐条解説』(大蔵財務協会、2006) 645頁
- (7) 窪田他・前掲注(1)・708頁には、『例えば、議決権割合が5%未満の小株主の有する非上場株式については、財産評価基本通達上いわゆる「配当還元方式」による評価が認められることがあるが、法人税においてもむしろこれによってよいことになる。』との記述がある。
- (8) 渋谷雅弘「取引相場のない株式の評価と低額譲渡の認定」(『税務事例研究』Vol.56) 61頁以下参照。

(了)

【執筆者紹介】

後 宏 治 (うしろ こうじ)

1989年早稲田大学政治経済学部卒業。1992年公認会計士登録。1995年税理士登録。2005年筑波大学大学院博士前期課程ビジネス科学研究科企業法学専攻修了。2006年税理士法人UAPを設立しパートナー就任。

【主要著書・論文】

- ・ 『守りから攻めへの相続対策実務Q&A』(ぎょうせい、2001年)
- ・ 『中小企業のための会社分割の実務と手続き一切』(日本実業出版社、2001年)
- ・ 第29回日税研究賞入選論文「相続税法における種類株式の評価」等多数がある。